

編 章 節	細目等	質問文書	回答文書
3編 1章 5節	1.5.1. 単価の決定方法-P39	<p>・「物価資料等の掲載価格を比較し安価を採用する。」と記載されていますが、建築、屋外整備は、今回の改定で「安価」は削除されましたが、機械設備は、安価を採用することでよろしいか？(建築、屋外整備と異なる)</p>	<p>・「物価資料等の掲載価格を比較し採用する。」とします。</p>
3編 2章 1節	2.1.2 配管工事費の計上方法-P40	<p>・国交省監修の「公共建築工事積算基準」と、貴局編集の「公共住宅機械設備工事積算基準」の中で、<u>管材の標準歩掛り</u>について、項目が前者では「<u>管-継手-接合材等-支持金物-配管工-はつり補修-その他</u>」となっていますが、後者では「<u>管-継手-管支持金物-雑材料-労務-その他</u>」と構成されている。接合材等は雑材料と考えられますが、「<u>はつり補修費</u>」は計上されていないように思われますが、いかがでしょうか？</p>	<p>・「公共建築工事積算基準の解説」では、はつり補修について『配管工事に伴う床や壁等の施工調整のためのはつり補修は、図面上表示できないので、労務費に対する率で算出する。屋内一般、機械室・便所におけるその率は8%としている。なお屋外、地中ははつり補修の対象としない。』と記載されています。</p> <p>・「公共住宅機械設備工事積算基準」においては、施工調整のためのはつり補修は必要としない設計及び施工調整のためのはつり補修は必要としない設計及び施工が一般的との考えから、標準歩掛では計上していません。ただし、はつり工事が必要な場合においては、「はつり工事」として計上します。(2編数量3節はつり工事)</p> <p>・また、「公共建築工事積算基準」の改修工事の標準歩掛りでは、『改修工事における配管工事は、標準歩掛りから「はつり補修」を除く。』となっております。別途計上することになっています。</p>